

平成23年4月1日より 都市計画法第34条第11号（3411）を導入しました！

—これにより、市街化調整区域の規制が緩和されます—

<都市計画の線引き制度と3411>

都市計画の線引きは、都市計画法第15条第1項第2号の規定により県が定めることとなっており、区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに区分する制度である。このうち市街化調整区域においては、開発行為を原則禁止することによって市街化を抑制する役割を果たしている。

3411制度は、市が条例を定めることにより、線引き制度を維持したまま、地域ごとの課題に柔軟に対応することができる、市街化調整区域における規制緩和につながる制度である。

今までは…

<建てられる主なもの>

- ◆ 農林漁業関連施設
- ◆ 農林漁業従事者の住宅
- ◆ 農家の分家
- ◆ 公益上必要な建築物
- ◆ 日用品の販売・加工・修理等の店舗等
- ◆ ガソリンスタンド・ドライブイン等の沿道サービス施設
- ◆ 改築で用途変更のないもの

**知事が許可！
秋田県が事務処理！**

※農林漁業の用、又は生活に必要な最低限度の建築物しか建築が認められていなかった。



これからは…

<建てられる主なもの>

左記に加えて、

- ◆ 一般住宅
- ◆ 店舗等
- ◆ 事務所等
- ◆ ホテル・旅館
- ◆ 小規模工場

**市長が許可！
潟上市が事務処理！
迅速な事務処理が可能に！**

- ※1 既存集落では住宅を中心として小規模の店舗・事務所等が建築可能となる。
- ※2 幹線沿線の市長が別に定めた区域では一定規模の店舗等が建築可能となる。
幹線沿線の区域についてはお問い合わせください。

建築までの手続き

建築候補地の選定

建築候補地の調査

開発許可

建築確認申請

建築